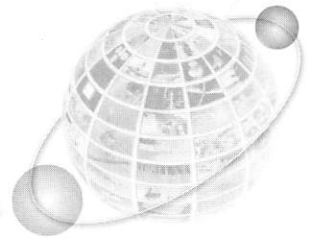


Web会議の公開

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



コロナ禍の中でWeb会議をする機会が増えた。リモートツールの利便性は高く、シニア世代の私でも容易に使うことができる。自身の経験を通じて時代の大きな変化を実感する。自治体でもWeb会議の利用が急速に拡大していると思われる。現段階では緊急避難的な利用で、コロナ収束後には従来までの対面会議に戻る可能性もある。ただ、利便性はもちろん今後の発展可能性を考えると、簡単に先祖返りするとは思えない。こうした変化が、情報公開のあり方にどのような影響を及ぼすのだろうか。

会議の公開

会議公開条例を制定している自治体は少ないが、要綱等で附属機関の会議の原則公開を定めている自治体は多い。これらを総称して会議公開制度と表現する。

これに基づき会議は原則公開となるが、性格や内容によって例外的に非公開にできる会議もある。多くは情報公開条例の非公開情報の範囲と重なるが、会議公開制度はその範囲を明確に定めている。

また、会議開催の周知や公開（傍聴）の方法を定める。さらに附属機関を設置した実施機関に、議事録と会議資料の作成・公表を義務づけ

る。これが会議公開制度の概要だ。

この制度が広がった時代には、今日のようなWeb会議はなかった。そのため、従来までの対面会議をWeb会議に切り替える場合、新たな工夫や対応が必要になる。

たとえば、会議が公開される場合、従来の制度では市民の傍聴を認めたが、それが視聴になる。このとき動画を含むのか、音声だけにするのかが課題になる。

原則公開という制度の趣旨や市民の利便性という点では、前者が望ましい。しかし、動画は容量が大きいので、送信・受信双方の通信環境等によって制約を受ける場合もある。

そのため、すでにWeb会議を採用している附属機関では、動画を視

聴できる人数を制限する例や音声のみの公開とする例もある。前者の例として、「かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会」をあげる。

同委員会はWeb会議を開催することから、傍聴要領の改正を行った。それによると、人数は10人以上、事前の申し込みが必要だ。そして、傍聴が認められた場合、Web会議システムへの入室に必要なIDとパスワードが申込者に送信される。

なお、この要領には「通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、委員会はその責を負わない」と明記されている。

他の自治体の会議には「会議中の写真撮影、録画、録音等を行わないでください」という注意書きが付された例（京都市府防災会議地域防災見直し会議）もある。このように、Web会議特有の課題を想定した自治体の対応を参考にしたい。

記録の公開

Web会議の対応以上に難しいと思われるのが、会議の記録の公開だ。一般的に会議の記録とは配布資料と議事録だが、Web会議の場合、後者に新たな課題が生まれる。

前者の配布資料については、Web会議の公開方法を定めているところでは、すでに確立している。HP上に配布資料のPDFファイルを公開したり、傍聴を許可した者に提供することもできる。紙媒体の時代に比べて、デジタル媒体の時代は配布資料の公開を容易にした感がある。

ただ、後者の議事録はデジタル媒体の時代ゆえの難題がある。それはWeb会議の動画を記録、保存している場合、これを事後的にも公開できるか否かである。

もちろん会議公開制度の対象となる会議の多くは、Web会議という形態であっても、従来どおり紙媒体の議事録を作成している。ライブではなく事後的に会議の内容を知りたいという市民がいる場合は、これを公開すれば良いという考え方もある。しかし、従来までの情報公開条例の利用を振り返ると、紙媒体の議事録だけでは納得・満足できないとして、録音データ等の音声公開を求め

る例が全国各地にある。それは会議の議事録が要点筆記であることから、細部が記録されておらず、市民が不満や不信を抱く場合があるからだ。細部を含めて会議の全部を知りたいという思いは、Web

b会議になっても変わらない。

Web会議で使用するリモートツールは自治体によって異なるだろう。しかし、私が利用するツールのように、多くはWeb会議の動画を記録、保存できる仕様になっていると思われる。

ツールが提供するクラウドまたは自身のサーバ等のローカルに、Web会議の動画が記録、保存されている場合、これをどう取り扱うべきなのだろうか。

動画の取り扱い

自治体が開催するWeb会議は私的なものではなく公務である。そのため、会議内容を記録、保存した場合、それは公文書になる。

公文書管理法や情報公開法は、管理及び公開の対象となる「行政文書」に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）を明示している。自治体には公文書管理条例がないところもある。しかし、情報公開条例では法律にならって電磁的記録を対象とするところが多い。

このため、Web会議の動画は公

文書であり、公文書管理に関わる条例や規程に基づいて適正に管理されなければならない。そして、情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、これに誠実に対応しなければならぬ。

ただ、過去の事例では、一部の自治体に電磁的記録の公開に対する消極的な対応があった。

背景にあるのは文書中心主義である。紙媒体の文書を正本とし、電磁的記録を補助記録として取り扱い、電磁的記録を「不存在」として公開を拒否する事例が散見された。

なかには、電磁的記録が職員個人が所有する情報機器に保存されていることを理由に、これを「不存在」とした例もあった。実施機関が保有していないという論法だ。ただ、審査会によって、その危険性と不当性が指摘されることとなった。

今日のようにリモートツールが普及し、公務の中でも活用する時代になって、こうした対応は昔話になったのだろうか。

積極的な情報提供

自治体の会議は原則公開である。たとえWeb会議という形態をとっ

ても、この原則が揺らぐことはない。ライブでの視聴を認めている会議であれば、動画の公開は何の支障もない。問題は情報公開条例の解釈運用ではなく、Web会議を記録、保存しているか否かという公文書管理のあり方にある。動画の記録、保存に消極的な理由を推測すると、技術的な問題があるように思われる。

第1に、動画の容量が大きいために、記録を長く保存することが難しいという意見だ。第2に、非公開情報や不規則発言が含まれるなど、想定外の内容の削除・編集等の対応が難しいこともあげられる。

しかし、第1の理由については、クラウド等の大容量化の時代であることを考慮すれば対応が可能だ。また、内容・必要に応じて保存期間を設定・制限しても良い。第2の理由については、少なくとも想定外の内容がなければ公開しても問題はない。自治体のHPでは動画を含めた積極的な情報提供が展開されている。

この流れで、コロナへの対応など市民の関心が高いWeb会議の動画公開にも取り組みたい。自治体が市民の疑問・不安・不信に応える姿勢を示すことが、いま最も大切な「信頼と安心」を生み出していく。